

民泊新法（住宅宿泊事業法）の在り方に関する意見書（概要版）

2017年2月24日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

従来の専業事業者の前提とは異なるシェアリングエコノミーのあり方を踏まえ、柔軟かつ実態に即した法律の整備を望みます。ついては以下の意見を述べさせていただきます。

1. 住宅宿泊仲介業者（プラットフォーム）は登録制にすべきではありません

登録制は可能な限り避けるべきです。政府はIT戦略本部の新戦略推進専門調査会分科会の下にシェアリングエコノミー検討会議を設置し、ガイドラインを作成しました。これは国内外のプラットフォーム事業者と連携し自主努力を推奨するものです。

民泊において事前にすべての物件の合法性の確認を求める例は世界的にも見られません。登録制にせざるを得ない場合、安易に他の領域への拡大は極めて慎重に検討すべきです。

2. 家主居住型（ホームステイ型）への上限日数制限に反対します

近隣トラブル等は日数制限以外の措置で柔軟に検討すべきです。居住型であれば何件も運営できず旅館等の経営への影響は少ないと考えます。逆に、宿泊密集地区を外れた場所に多いことにより、典型的な観光施設とは異なる地元の店へ観光客を誘導し、地域経済に恩恵をもたらします。上限日数を設定せざるを得ない場合は、法律の附帯決議において、将来的に日数制限のあり方を外す方向で見直すことを明記すべきと考えます。

3. 家主居住型の家主への過度な負担を避けるべきです

家主居住型は、まさにシェアの本質をなす活動です。安全安心への過度の配慮から入口で重すぎる事前規制をかけると、シェアを始めることができず、共有型経済は発展しません。

特に「標識の掲示」は家主の個人情報さらし、家主自身の安全を脅かします。「住宅の図面」を届出書に添付させる必要もありません。過剰な負担にならないよう、その他の部分も含め、政省令をまず確認させていただきたい。

4. 家主不在型への上限日数制限及び登録制に賛成します

安心安全対策、旅館等の経営への配慮及び過度な民泊への優遇を避けるイコールフィッティングの観点から上限日数制限を設け、登録制にすることに賛成します。

ただし、家主不在型について一般個人が簡易に管理業者になれるよう配慮すべきです。

以上